

令和 7 年度

防災情報ネットワーク事業

迫川上流地区小田ダム防災情報機器更新工事

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和7年度防災情報ネットワーク事業迫川上流地区防災情報機器更新工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、防災情報ネットワーク事業に基づき、地震時のダムの状態監視を行うため、設置されている地震観測装置機器等の更新を行うものである。

2. 工事場所

宮城県栗原市一迫字川台地内

3. 工事概要

（1）迫川上流地区 小田ダム

1）地震検出器	2 基
2）地震データ収録装置	1 台
3）無停電電源装置	1 台

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第9章設計、第10章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の製作、輸送、撤去、据付、総合調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- （1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
 - （2）現場作業日数の工事期間には雨天、休日等6日を見込んでいる。
- なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている145日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年10月31日（工事完了期限日）まで

3. 作業時間の制限

本工事の作業場所での施工は、午前8時30分～午後5時00分までを基本とするが、作業状況により時間延長が必要な場合は、監督職員の了解を得て行うものとする。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

荒砥沢ダム他ダム管理設備等製作据付工事
(令和06年10月31日～令和08年03月13日)

2. 既設設備との接続条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。
既設設備からの電源接続は、既設分電盤の端子台から AC100V、50Hz の接続とする。

3. 第三者に対する措置

既設構造物、既設電気設備等及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の施工に当たっては、施設管理者と調整を行うこと。

5. その他

本工事は、既設ダム管理設備を運用しながらの施工である。このため、運用に与える影響を最小限になるよう施工すること。

第5章 提出図書

共通仕様書（施）第1編第1章1-1-6に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し、監督職員に提出するものとする。

施工計画書 2部 承諾図書 2部 実施仕様書 2部 施工管理記録 2部
工事写真 2部 完成図書 2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出図書に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 提出図書の承諾不承諾

共通仕様書（施）第1編第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の開始日から60日以内に提出するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議す

るものとする。

また、承諾・不承諾は提出のあった日から 14 日以内に通知するものとする。

3. 施工図

受注者は施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第 6 章 仮設

1. 工事用電力

本工事の据付に使用する電力設備及び電力料金の負担は受注者の負担とする。

第 7 章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資 料 名

1) 防災情報ネットワーク事業

H25 山王海地区ほか防災情報機器製作据付工事完成図書

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 北上土地改良調査管理事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第 8 章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金、使用料金）は発注者において負担する。

第 9 章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき、設計図書等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 観測が確実で操作が容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

地震観測装置の機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

なお、地震検出器の環境条件は、第 10 章第 3 項の機器仕様によるものとする。

項目	機械区分	屋内機器
		ダム管理所等機器
温度		5～40℃
相対湿度		30～80% ※結露のないこと

※ダム管理所等機器とは、収録装置である。

(2) 機器への電源供給

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数：50Hz±3Hz

(3) 機器相互のインターフェース

機器相互間のインターフェースは、第 10 章構造及び製作の各機器仕様に示すとおりとする。

3. システムの機能

機能は以下のとおりである。

(1) 迫川上流地区 小田ダム

1) データ収集

本工事で堤体天端、監査廊の地震検出器を更新し、同じく更新する地震データ収録装置に検知したデータを記録・処理するとともに、そのデータを既設の地震データ処理装置に転送するものである。

2) 演算処理

第 10 章 (2) 地震観測収録装置ソフトウェア仕様による。

4. 停電及び耐雷対策

停電時に地震観測処理装置の機能を保持するため、データ処理装置のプログラム内容が消失しないよう無停電電源装置等により対策するものとする。

5. 地震観測設備を雷サージに対する施設の安全を確保するため、第 10 章第 3 項の機器仕様に規定する避雷器又は耐雷器を設けるものとする。

第 10 章 構造及び製作

1. 一般構造

構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. 基準等

本設備の仕様は、本仕様書に基づくほか、次の各号に掲げる規格、基準に適合するものとする。

- (1) 農業施設機械設備更新及び保全技術の手引き 農林水産省農村振興局整備部設計課
- (2) 水管理制御設備標準仕様書 (案) 農林水産省農村振興局整備部設計課

3. 機器仕様

以下の機器仕様は標準的な仕様を示したものであり、現場状況等によって変更するので留意すること。

(1) 地震検出器

①据置型（防水形（IPX8 相当））

ア 構造	防水形（IPX8 相当）
イ 数量	小田ダム 2 基
ウ 検知方式	フォーラスバランスサーボ型加速度センサー
エ 測定周波数範囲	DC～40Hz（-3dB）
オ 測定成分／方向	加速度／水平 2 成分、鉛直 1 成分
カ 分解能	24bit
キ 測定可能範囲	±4000Gal（±40m/s ² ）
ク 設置後の検定	可とする
ケ 避雷機能	避雷器内蔵
コ 防水性	JIS C 0920 IPX8 相当
サ 使用温度範囲	-10℃～50℃
シ 保護カバー	SUS304

(2) 地震観測収録装置

①収録装置（耐雷器・F B アンプ・A/D 変換器・接点出力ユニット一体型）

※地震検出器 3 基との接続可能

ア 構造	ラック実装形
イ 数量	小田ダム 1 台
ウ 対象地震検出器	小田ダム 3 基
エ 収録部	
（ア）記録媒体・容量	CF カード 256M×1（2 枚使用時はミラーリング可）
（イ）記録モード	レベルトリガー記録
（ウ）記録データ形式	WIN32 フォーマット
（エ）データ表示	記録データ（加速度波形を含む）、故障データ、点検データ 設定条件等
（オ）操作部	タッチパネル式インジケータにて各種操作、設定操作を実行
（カ）データ回収	通信又は CF カードにて回収
（キ）ネットワーク	RS-232C
（ク）シリアルインタフェース(2 ポート)	11200bps～115.2Kbps
（ケ）表示	情報はタッチパネルに表示
（コ）演算機能	地震（加速度）波形、起動時刻、震度階、計測震度、各成分最大加速度周期、各成分最大加速度、水平成分合成最大加速度、3 成分合成最大加速度、各成分最大速度、SI 値、加速度/速度応答値をタッチパネル式インジケータに表示
オ 電源部	
（ア）入力	AC100V±10% 50Hz

- (イ) 出力 感震器電源 12V
- (ウ) 標準バッテリー 内蔵鉛蓄電池 DC12V 2.2Ah
- カ データ処理装置用ソフトウェア
 - ※パソコン不要(地震波形記録機能と演算機能は処理装置に内蔵)
 - ※ソフトウェア不要(地震波形記録機能と演算機能は処理装置に内蔵)
- (ア) 記録機能
 - ア) 記録一覧表(処理装置のタッチパネルインジケータに表示)
 - 処理装置に記録されている記録一覧表を表示する。(起動時刻、最大値、計測震度等)
 - イ) データ保存
 - 処理装置に内蔵された CF カードに保存。
- (イ) 波形表示印刷機能
 - 処理装置の CF カードに保存された記録データの処理をする。
 - ア) 波形表示
 - 各チャンネル毎、又は 3 チャンネル毎の地震(加速度)波形をタッチパネル式インジケータにカラー表示する。
 - イ) 印刷
 - 地震(加速度)波形、起動時刻、震度階、計測震度、各成分最大加速度周期、各成分最大加速度、水平成分合成最大加速度、3 成分合成最大加速度、各成分最大速度、SI 値、加速度/速度応答値を処理装置内蔵プリンタに印刷する。
- (3) 無停電電源装置
 - ア 無停電電源装置 (2KVA)
 - (ア) 運転方式 常時インバータ給電方式
 - (イ) 冷却方式 強制冷却
 - (ウ) 交流入力
 - 電圧範囲 AC85V±4V～AC143V±4V
 - 周波数 50Hz±4Hz
 - 最大電流 24A
 - 相数 単層 2 線 (アース付)
 - (エ) 交流出力
 - 出力定格容量 2000VA/1600W
 - 出力切替時間 無瞬断
 - 出力電圧 AC100V±3%(商用運転時)
AC100V±3%(バックアップ時)
 - 出力周波数 入力周波数に同じ(商用運転時)
50Hz±1Hz(バックアップ運転時)
 - 出力波形 正弦波/正弦波(商用運転時/バックアップ運転時)
 - (オ) バックアップ時間 1 0 分 (20℃、初期状態、定格負荷接続時)
 - (カ) 内部消費電力 無負荷時 65W(通常時)/170W(最大時)
 - イ バッテリー
 - (ア) 規格 小型シール形鉛蓄電池
 - (イ) シール鉛バッテリー期待寿命 5 年以上 (25℃環境下)
 - (ウ) 充電時間 8 時間 (90%充電)
 - ウ 数量 小田ダム 1 台

(4) 測定ケーブル及び屋内収納ラック

測定ケーブル等の配線及び屋内収納ラックは、既設利用するものとする。

第11章 据付

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第11節及び第13章第10節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 設計変更等

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。なお、その経費については、別途協議するものとする。

3. 地震観測設備

(1) 地震観測設備の配置は、保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

4. 工事現場発生品

本工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、数量及び重量を確定後、監督職員から指示があるまで存置するものとする。監督職員から処分を指示された場合は、これに応ずるものとし、その経費については、別途協議の上、設計変更時に計上する。

第12章 総合試運転調整

1. 地区内総合試運転調整

地震観測装置の総合試運転調整について、地震検出器と地震データ収録装置及び地震データ処理装置との試運転調整を行うので、対向調整方式を記載した調整方案書を監督職員に提出し、承諾を得た後、技術者による装置の調整を入念に行い、調整方案書の試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。

2. 防災中央データセンターとの総合試運転調整

総合試運転調整に詳細については、別紙3によるものとし、本工事は接続地区側が施工対象である。なお、総合試運転調整完了後に速やかに監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。

第13章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（平成19年3月）及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的

記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

１）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

（３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

（４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第１４章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- １）現場状況等により構造及び工法を変更する必要がある場合
- ２）監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- ３）設計諸元等条件変更に係るもの
- ４）関連工事との調整に係るもの
- ５）不可抗力によるもの
- ６）工事現場発生品の処分に係るもの

- 7) 関係機関等対外的協議によるもの
- 8) その他本仕様書に定めないもの

第15章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第1章 1-1-27 及び第1章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R）正副2部

2. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

3. 契約後 VE 提案

（1）定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（3）VE 提案書の提出

1) 受注者は、（2）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下「VE 管理費」という)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) VE 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（５）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係種類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 2 部を備え付けなければならない。

7. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地

元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能

- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を 5 kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基／工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%(8 日／28 日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8

月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

ア 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	[現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759

号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○ 監督職員用

【働き方改革】

☐ 月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○ 監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]

○ 事務所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]

③ 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○ 事務所長用

☐ その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- （１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- （２）用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日
日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。
 - 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - 3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
- （３）受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- （４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- （５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- （６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地における被災農林漁家の就労機会の確保について

- （１）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- （２）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

第16章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作
据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に
応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 防災情報機器				
(1) 防災情報機器				
地震計検出器		式	1.000	
地震計データ収録装置		式	1.000	
電源設備		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工		式	1.000	
2. 防災情報機器据付工				
(1) 防災情報機器撤去工				
地震観測装置・電源設備撤去工		式	1.000	
(2) 防災情報機器据付・調整工				
防災情報機器据付・調整工		式	1.000	
電源設備据付工		式	1.000	
総合試運転調整		式	1.000	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

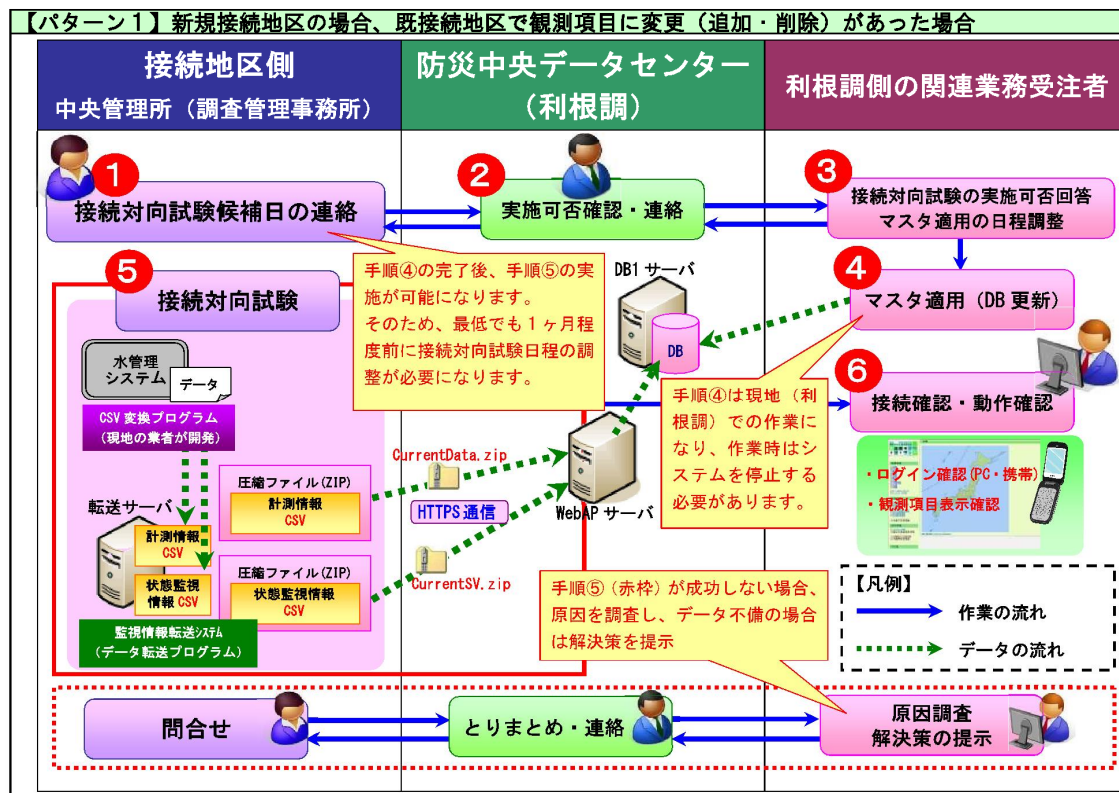
※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

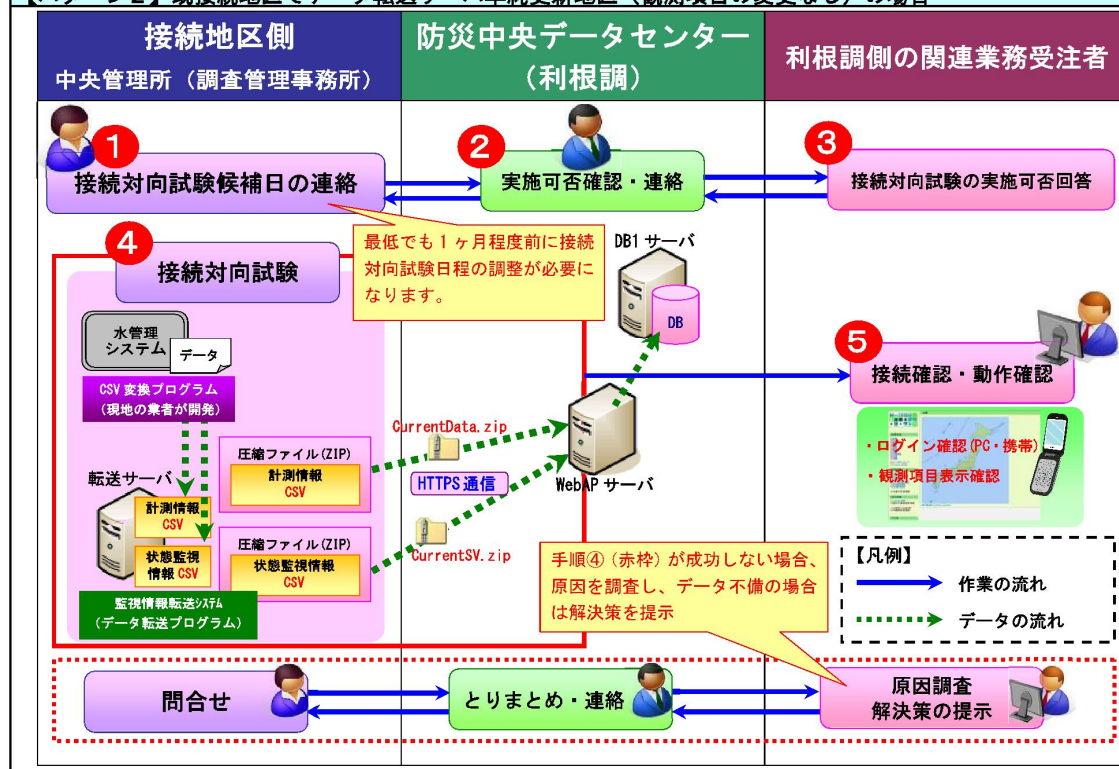
総合試運転調整の詳細

防災情報ネットワーク接続対向試験の流れ・注意点等

【1】接続対向試験の流れ



【パターン2】既接続地区でデータ転送サーバ単純更新地区（観測項目の変更なし）の場合



【2】試験結果表のサンプル

利根調側では、各観測項目が過不足なく防災ネットワークの画面に表示されていることを確認し、以下に示すような試験結果表に結果を整理して報告します。
なお、利根調側で判断できない確認事項がある場合は、試験結果表に確認事項を記載しますので、ご確認及びご回答をお願いいたします。

(一例) 確認結果

別紙「ネットワーク接続に係る稼働確認」

確認日	2019/●/●
局名	●●農政局
県名	●●県
地区名	●●地区

端末区分	画面名称	確認結果
パソコン	絞り込み機能: 概況図	OK
	絞り込み機能: 現在値一覧	OK
	ダウンロード機能: データダウンロード専用画面	OK
	メンテナンス機能: 全画面	OK
携帯電話	局、県、地区、施設選択画面	OK
	施設情報画面	OK
	施設情報履歴一覧画面	OK

<確認結果>

上記の確認結果のとおり、防災中央データセンターへの転送、画面表示は正常です。

(一例) 画面表示の確認結果(詳細)

◆現在値一覧確認

すべての施設、観測項目が表示されています。

施設名	観測項目/状態項目名	データタイプ		施設状態(内容・事象)	観測値		最終更新日時	詳細	
		観測項目	状態監視						
アメダス	累加雨量	雨量	-	-	0.000	mm	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
アメダス	累加雨量	雨量	-	-	0.000	mm	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
ダム	貯水位(主)	貯水位	-	-	143.910	EL.m	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	貯水率	貯水率	-	-	99.000	%	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	貯水量	貯水量	-	-	2568.000	千m3	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	全流入量	流入量	-	-	0.306	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	洪水吐放流量	放流量	-	-	0.000	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	河川維持放流量	放流量	-	-	0.000	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	緊急放流量	放流量	-	-	0.000	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	発電使用流量	発電水量	-	-	0.199	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	全取水量	取水量	-	-	0.488	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	全放流量	放流量	-	-	0.198	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態
	全取水放流量	放流量	-	-	0.488	m3/s	2018/11/30 09:40	観測値	施設状態

【3】接続対向試験の前に現場側で実施しておくこと

現地側のデータ転送サーバの設置・設定完了後に接続対向試験が実施可能になりますので、接続対向試験日までに現地側のデータ転送サーバの設置・設定を完了させておく必要があります。

【4】その他注意点等

【注意事項1】最新データ(計測情報)「RealTimeReport.csv」のデータ転送

防災中央データセンターが提供する「CSVコード表」の「最新データコード表」に定義されている観測項目は、すべて「RealTimeReport.csv」の1ファイルに含めてデータ転送してください。
(当該地区内の観測項目が5つの場合、CSVファイルの中身は、5行になります)

【注意事項2】SV状態のみの観測項目の取扱い

「CSV作成手順書」の6ページ目（その他注意事項）に記載されていますように観測項目のデータタイプ（下図の赤枠）がSV用観測項目（SV状態のみの観測項目）でもダミーの観測値(0等)を「RealTimeReport.csv」に含めて送付してください。

（参考）調査項目票で定義された観測項目のデータタイプ

調査項目票（施設／観測項目／状態項目）														
施設情報	観測項目名称 (※)	観測項目の データタイプ(※)	データ単位 (※)	観測項目情報				表示許可 (※)	主要観測値 設定	画面 表示順	追加 観測値	状態項目名称	メール通 信	SV表示 許可
				グラフ観値	内部付アソシエイト 操作用	上層値	下層値							
施設名(※)	全流入量	流入量	m ³ /s					許可しない	主要観測値	0	□			
	全流出量	流出量	m ³ /s			950.00		許可する	主要観測値	9	□			
	感測量	感測量	m ³ /s					許可しない	主要観測値	10	□			
	貯留可能量	貯留量	m ³					許可しない	その他	11	□			
	責任放流量	放流量	m ³ /s					許可しない	その他	12	□			
	緊急放流量	放流量	m ³ /s					許可しない	その他	13	□			
	吐水槽水位	貯水位	m	2.00	0.90			許可しない	その他	18	□	吐水槽水位計警報	要	許可する
	SV用観測項目										□	責任放流量ゲート警報	要	許可する
	SV用観測項目										□	緊急放流量ゲート警報	要	許可する
	SV用観測項目										□	取水ゲート警報	要	許可する

なお、「RealTimeReport.csv」にすべての観測項目が含まれていない場合、未送信の状態になるため、下図に示すように新着情報に未送信の注意喚起の情報が表示されてしまいます。

新着情報詳細			2019/03/20 14:30 現在
【観測項目情報】			
管理地区名	施設名	観測項目	
		取水ゲート警報	
内容			
2019/03/20 14:30 現在			
【異常】			
ダム取水ゲート警報が未送信となりました。			
以上			

【注意事項3】SVデータ（施設状態情報）「ConditionReport.csv」のデータ転送

状態情報が変わらない（正常な状態が続いている、異常状態のまま復旧していない）場合は、1日に1回（例えば、午前9時に1回）データ転送するようにしてください。

（一例）午前9時に1回データ転送される地区の施設状態情報履歴画面の表示

施設状態情報履歴				2019/03/20 14:00 現在
【観測項目情報】				
管理地区名	施設名	区分		
		農水省		
観測項目	内容・事象	観測値	最終更新日時	
取水ゲート警報	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/20 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/19 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/18 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/17 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/16 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/15 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/14 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/13 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/12 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/11 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/10 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/09 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/08 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/07 09:00	
	取水ゲート 故障(3E) 復帰	-	2019/03/06 09:00	

【注意事項4】観測値の妥当性

利根調側では、当該地区の観測項目のデータ転送・画面表示を確認しますが、観測値の数値自体の妥当性は判断できませんので、表示されている観測値が問題ないかご確認をお願いします。

（一例）観測値が妥当ではなかった場合の具体例

観測値（4.25）と閾値下限（120.4）の数値に大きな差異がありますが、観測値自体の数値は問題ないでしょうか？

新着情報詳細			2018/11/27 16:10 現在
【観測項目情報】			
管理地区名	施設名	観測項目	
	流量調整工	トンネル下流水位	
内容			
2018/11/27 16:10 現在			
【異常】			
流量調整工のトンネル下流水位が下限120.4EL.m(グラフ閾値下限120.4EL.m)を下回りました。現在4.25EL.mです。			

現地側の回答及び対応：

水管理システムに、E. L表示と水位表示と2種類あり、水位表示をシステムに取り込んでしまっているとのことであったので修正するように指示しています。

以 上